

## 令和7年度 富士市市民封筒印刷業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、富士市市民封筒の作成及び納品において、公募型プロポーザル方式により協働事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

令和7年度 富士市市民封筒印刷業務

#### (2) 業務内容

別紙「令和7年度富士市市民封筒印刷業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

#### (4) 経費

作成及び納品に伴う全ての経費は、受託事業者が負担する。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 富士市の物品買入れ等に係る競争入札参加資格を受けていること。また指名停止中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく富士市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであって、更生計画の認可が決定し又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認

められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (6) 過去5年間に地方公共団体等の印刷物の作成業務について実績があり、かつ広告業務に関する契約（民間事業者との契約を含む）を履行した実績がある、若しくは自身で同様の事業を実施していること。

#### 4 スケジュール

令和7年度における公募開始から契約締結までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	実施要領等の公表	6月2日(月)	富士市ウェブサイトへ掲載
2	質問書の受付	6月9日(月)～13日(金)	持参又は電子メールによる提出
3	質問への回答	6月18日(水)	富士市ウェブサイトへ掲載
4	参加申込提出期間	6月24日(火)～27日(金)	持参又は郵送による提出
5	参加決定通知の送付	7月2日(水)	郵送による通知
6	企画提案書等提出期間	7月8日(火)～23日(水)	持参又は郵送による提出
7	プロポーザル参加辞退届の提出期限	7月23日(水)	持参又は郵送による提出
8	プレゼンテーション又は企画提案書の審査	8月上旬	
9	優先交渉権者の特定（決定）等結果通知	8月中旬	富士市ウェブサイトへ掲載
10	契約締結	8月下旬	

#### 5 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間

令和7年6月9日（月）から同年6月13日（金）まで（最終日は午後3時までとする。）

(2) 受付先

富士市 市民部市民課 証明担当（市庁舎2階）

(3) 受付方法

質問書（第4号様式）に記入し、担当事務局へ持参又は電子メールにより提出すること。電子メールによる提出の場合は、件名を「市民封筒印刷業務プロポーザルについての質問」とすること。なお、他の方法での質問は受け付けないものとする。

メールアドレス shimin@div.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年6月18日（水）に、富士市ウェブサイトにて公表する。

(5) その他

質問に対する回答内容は、令和 7 年度富士市市民封筒印刷業務プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）から同年 6 月 27 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（最終日は午後 3 時までとする。）

(2) 提出先

富士市 市民部市民課 証明担当（市庁舎 2 階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までの必着とする。）

(4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	公募型プロポーザル参加申込書	第 1 号	1 部
2	業務経歴書	第 2 号	1 部
3	参加資格に係る申立書	第 3 号	1 部
4	国税及び地方税を滞納していないことの証明書の写し （提出日から遡って 3 か月以内に発行されたもの）	形式は自由	1 部
5	法人等概要書（パンフレット、定款等）	形式は自由	1 部

7 参加決定通知

提出書類の審査により参加資格要件を満たすと認めた事業者には、令和 7 年 7 月 2 日（水）に「公募型プロポーザル参加決定通知書」を発送する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 8 日（火）から同年 7 月 23 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（最終日は、午後 3 時までとする。）

(2) 提出先

富士市 市民部市民課 証明担当（市庁舎 2 階）

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までの必着とする。）

#### (4) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書 企画内容については、別紙「評価項目に関する事項」 及び仕様書に記載された項目を網羅すること	様式は自由 規格は A4 版	原本 1 部 写し 7 部
2	審査対象となる封筒のレイアウト案またはサンプル	レイアウト案の 規格は A4 版 サンプルの規格 はなし	7 部

#### (5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は一切認めない。
- イ 企画提案書の内容は、参加事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該参加事業者が無断で二次的な使用は行わない。
- エ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。

#### 9 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「公募型プロポーザル参加辞退届」（第 5 号様式）を持参又は郵送にて提出すること。

##### (1) 提出期限

令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 3 時

##### (2) 提出先

富士市 市民部市民課 証明担当（市庁舎 2 階）

##### (3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までの必着とする。）

#### 10 協働事業者の選定

##### (1) 選定方法

当市が設置する事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査及び評価を行う。審査及び評価に当たっては、別紙「評価項目基準表」に基づき、審査項目ごとに評点付けを行い、最高得点者を優先事業者とする。ただし、参加申込事業者が 1 者であって、企画提案内容が書類上で明確に判断できる場合、市はプレゼンテーションを省略して優先事業者を決定できるものとする。

最も高い点数が 2 者以上となった場合は、審査委員会の審議において特定する。

適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準の合計点が 50%未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、本プロポーザルの手続きを中止することがある。

- (2) 選定における評価基準及び評点方法について  
別紙「評価項目に関する事項」を参照
- (3) プレゼンテーション及び質疑応答について  
本プロポーザルに参加する者は、審査委員会に対し、企画提案書等の内容を説明及び補足するためのプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- ・実施日：令和7年8月初旬
  - ・会場：富士市役所2階市民課会議室
  - ・時間：質疑応答を含め20分程度
  - ・説明者：原則、説明者本人が行うこと。別の者に行わせる場合は、その旨の委任状（任意の様式）を市に提出すること。

※審査及び評価が企画提案書のみで可能な場合は、プレゼンテーションを省略できる。

- (4) 審査結果の通知及び公表  
最終的な審査結果は、参加事業者へ個別に書面で通知する。また、優先事業者の事業者名のみを当市ウェブサイトにて公表する。  
審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。  
参加事業者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、最終的な審査結果を書面で通知した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、当市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。
- (5) 契約の締結  
市は、優先事業者を当該業務に係る相手方として、契約を締結する。ただし、選定後に優先事業者から辞退の申し出があった場合は、次点の事業者と契約の締結に向けて交渉を行う。

## 11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 本要領3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 参加申込書の提出後、企画提案書が提出期限までに提出されなかったとき。
- (3) 参加の申し込みに係る提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 選定の公平性を害する行為があったとき。
- (5) 企画提案書に記載されている事項に虚偽があったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、市が不適格であると認めたとき。

## 12 広告主について

- (1) 広告主は、「富士市広告掲載に関する指針」および「富士市広告掲載に関する基準」を満たすものとする。
- (2) (1)の資格確認のため、契約後に広告主の市税を滞納していないことの証明書の写し（提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）を市に提出すること。また、富士市内に事業所のある広告主にあつては、市税を滞納していないことの証明書の写しに代えて「富士市市税

納付状況確認同意書」(別記様式)を提出させ、市が市税の納税状況について確認することに対する同意を取り付けるものとする。

### 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者が負担する。
- (2) 提出書類の知的財産権は、参加事業者に帰属する。ただし、協働事業者に選定された者が提出した書類のうち、市民封筒に掲載するもの(広告部分を除く)の著作権は富士市に帰属するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市が本プロポーザルに係る報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用する可能性がある。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、富士市情報公開条例(平成14年富士市条例第30号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出書類の返却はしないものとする。
- (5) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等関係法令の定めるところによる。

### 14 問合せ先(担当事務局)

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地

富士市 市民部市民課 証明担当(担当:松山)

電話番号:0545-55-2747(直通)

FAX番号:0545-53-2500

メールアドレス:shimin@div.city.fuji.shizuoka.jp

〈別紙〉 評価項目に関する事項

(1) 評価項目基準表

評価項目	評価の視点	配点 a	評価 b	評価点 a×b
ア 事業につき 基本的な姿勢	納品に向けて無理のないスケジュール が提案されているか	10		
イ デザイン・ レイアウト	手に取りたくなるような見栄えのする ものになっているか	10		
	レイアウトが明確かつ見やすくなっ ているか	10		
ウ 広告	地元企業に対する考え方（市内業者の 比率）	10		
	広告主への営業方法について明確に示 されているか。	10		
		50		

(2) 審査の評価点数の考え方

評価項目	配点(a)	配点(a)×評価(b) (満点の場合)
ア 事業につき基本的な姿勢	10点	50点
イ デザイン・レイアウト	20点	100点
ウ 広告	20点	100点
合計	50点	250点

(3) 評価（5点満点）

評価(b)	採点基準
5	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（趣旨に合致している）
2	やや劣っている（趣旨に一部合致していない）
1	劣っている（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）
0	該当項目の記載がない

〈別紙〉様式一覧

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
第1号	公募型プロポーザル参加申込書	要領6	
第2号	業務経歴書	要領6	
第3号	参加資格に係る申立書	要領6	
第4号	質問書	要領5	
第5号	プロポーザル参加辞退届	要領9	

(宛先) 富士市長

### 公募型プロポーザル参加申込書

富士市市民封筒印刷業務に係る公募型プロポーザルについて、同実施要領に基づき、必要書類を添えて参加を申し込みます。

事業者名			
住所	(〒 - )		
代表者 職氏名			
連絡先	担当部署		
	電話番号		
	ファクス番号		
	メールアドレス		
	担当者職氏名		
事業者概要	設立年月日		令和7年 4月1日現在
	資本金		
	社員数		

住 所

申込者 商号又は名称

代表者職氏名

## 業 務 経 歴 書

(過去5年間の地方公共団体等の印刷物作成に関連する業務及び広告業務の実績)

業務名	発注者	契約期間	業務内容	契約金額
		自 年 月		円
		至 年 月		
		自 年 月		円
		至 年 月		
		自 年 月		円
		至 年 月		
		自 年 月		円
		至 年 月		
		自 年 月		円
		至 年 月		

**備 考**

- 1 業務内容は、その業務の概要・特徴、本業務との関連性などについて簡潔かつ明瞭に記載してください。
- 2 過去5年間とは、令和2年度から令和6年度までとし、継続中の業務も含むものとします。
- 3 用紙が不足する場合は別葉としてください。

(宛先) 富士市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

### 参加資格に係る申立書

富士市市民封筒印刷業務に係る公募型プロポーザルへの参加申し込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

#### 記

- 富士市の物品買入れ等に係る競争入札参加資格を受けている。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4規定に該当する者でない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生・更生手続中の事業者でない。
- 国税及び地方税を完納している。
- 役員等が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。以下同じ。）であると認められる者でない。又、暴力団員等と関係を有していない。
- 過去5年間に、地方公共団体等の印刷物の作成業務及び広告業務の実績がある。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入してください。

## 質 問 書

業務名	令和7年度 富士市市民封筒印刷業務		
事業者名			
担当者名			
連絡先	所 属		
	電話番号		
	ファクス番号		
	メールアドレス		

質問内容	該当箇所

**備 考**

- 1 持参又は下記メールアドレス宛の電子メールにより提出してください。  
メールアドレス：shimin@div.city.fuji.shizuoka.jp
- 2 質問は、表の1行につき1項目とし、不足の場合は別葉としてください。
- 3 該当箇所欄は、質問の対象となる書類（実施要領・仕様書など）、ページ、項目などを記入してください。

第5号様式

令和 年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

### 公募型プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日付けで申し込みした富士市市民封筒印刷業務に係る公募型プロポーザルについて、参加を辞退します。